

(公表用様式)

## 業務再点検結果報告

|           |  |     |              |
|-----------|--|-----|--------------|
| 組織名       | 総合食料局食糧部食糧貿易課                            | 連絡先 | 03-3502-7871 |
| 所管する業務の概要 | ①輸入麦の買入れ及び売渡し<br>②MA米の輸入<br>③国内産麦の流通の円滑化 |     |              |

|   |   |
|---|---|
| 1. 基本的な心構え・行動   |   |
| ・現在行っている取組や工夫   | ・点検によって得られた課題とその改善策   |
| 毎週、全課員が当面の業務や留意すべき事項などについて、意識を共有する場を設けている。  |   |
| 外部の方が頻繁に来省されるので、挨拶が徹底されていなかったところを改善し、約束があって来省された外部の方に対してエレベーターまでお送りすること、約束なく来省された方に対して執務室を出るまでお送りすること、知らない部外者に対しても挨拶をすることなどを徹底する。 | このような取組を行っているのは一部の人に限定されているので、全課員が取り組むように、接遇マニュアルの徹底を図る。                            |
| 国民に対する情報提供についての重要性を再認識し、前例にとらわれずに、提供の必要性を感じたら速やかに、かつ分かりやすく提供する。   | 例えばホームページで情報を公表する場合には、全ての課員が掲示場所を答えられるよう、情報の共有化に取り組む。掲載した情報の担当班が責任を持って課員に掲示場所を徹底する。 |

| 2. 政策・事業等の企画立案・推進                                      |   |
|--|---|
| ・現在行っている取組や工夫  | ・点検によって得られた課題とその改善策   |
| <p>出来る限り現場や地方組織、関係業者に直接赴き、政策ニーズの把握に努める。</p>            | <p>現場や地方組織、関係業者から集めた政策ニーズの情報を、現在行っている実務に速やかに反映させることが必要である。<br/>このため、集めた情報は復命書に書くだけでなく、掲示板上に載せたり関係班や関係課の者に速やかに伝える。</p> |
| <p>関係部署と連携が必要となる政策は、電話やメールだけで済まらず、出来るだけ顔を合わせて推進する。</p> | <p>複数の関係部署との打合せに当たっては、短時間で済むようビジュアル化した分かりやすい資料作成に心がける。</p>  |

| 3. リスク管理   |   |
|--|---|
| ・現在行っている取組や工夫  | ・点検によって得られた課題とその改善策   |
| <p>当課業務は輸入米麦の流通に関するものであるため、リスク管理のマニュアルに則して対応する。また、内部要領や関係業界との契約書を定期的に検証し、必要に応じて改正する。なお、リスクが発生しそうな場合には、関係者間で速やかな情報の収集と共有に努める。</p> | <p>リスク管理の重要性は認識されているものの、具体的なリスク管理の手順等が浸透していないので、「政府所有米麦の安全に係る対応指針」を各人が熟読することが必要である。<br/>日常から流通関係者等の外部との連絡を密にして、問題発生時に備える。</p> |
| <p>事故米問題を教訓として、業務の見直しや要領、契約書、マニュアル等の改善を行う。</p>   | <p>ヒヤリ・ハット事例を確認し、現状を是認することなく、引き続き業務の見直しや手順の改善に努める。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| 4. 食の安全に関する取組                               |   |
| ・ 現在行っている取組や工夫                              | ・ 点検によって得られた課題とその改善策  |
| 食の安全の確保を前提とした業務の遂行や研修への参加に取り組む。             | 現在の食の安全への意識に満足することなく、食品安全基本法の考え方を基本理念として、常に高い意識を持つ。                       |
| 食の安全の確保のため、関係部局とも連携して科学的知見に基づいた業務の遂行に努めている。 | ごく限られた担当者の科学的知見に頼るだけでなく、多くの職員が高い意識を持って食の安全の確保のために、積極的に研修に参加するなど知識の向上に努める。 |

|   |   |
|---|---|
| 5. その他の重要な取組  |   |
| ・ 現在行っている取組や工夫  | ・ 点検によって得られた課題とその改善策  |
| 消費者などからの問い合わせに対して、理解が得られるよう、政策の目的や背景等も説明するなど、具体的かつ親切に、粘り強く対応する。 | 消費者などの理解を得るために、結果ありきの押し付けの説明とならないよう、先方の問題意識の把握に努め、その問題意識に則した説明を行う等、説明方法に工夫が必要である。<br>このため、例えば、相手方の目線に合わせた独自のパンフレットを作成するなど、創意工夫に努める。 |
| インフルエンザの蔓延防止に努める。   | 手洗い（消毒）・うがいを励行する。   |